

【実施計画】

番 号	1-2-3
-----	-------

改革の視点	1 権 限	基本的な方向	2 地域主権時代に対応できる行政システムの構築		
実施計画項目	3 地域主権改革推進一括法への対応		改善の視点	ルール(規範・条例・運営基準を見直す)	
内 容	現在、国においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、地域主権改革が進められており、地域主権改革推進一括法の審議がなされている。成立した場合、本市においても基準の内容及び条例の検討が必要となる。		とりまとめ課	総務課	
			担当課所	関係各課	
達成目標			評価の手法		
【基準の見直し及び関係条例の整備】 関係各課において、地域主権改革推進一括法の成立を受け、基準の内容及び条例の検討を行う。			【関係条例整備の検証】 地域主権改革推進一括法の成立後、関係各課において、遺漏のないように条例の整備ができたか、とりまとめ課で検証する。		
年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
実施スケジュール					
評価の時期	○				○
目標の内容	情報収集及び内容研究の実施	本年度中に対応が必要な一括法関連の条例、規則等の制定、改正を円滑に実施する。	本年度中に対応が必要な一括法関連の条例、規則等の制定、改正を円滑に実施する。	本年度中に対応が必要な一括法関連の条例、規則等の制定、改正を円滑に実施する。	本年度中に対応が必要な一括法関連の条例、規則等の制定、改正を円滑に実施する。
平成22年度までの主な推進状況					

【取組結果】

年 度	担当課所	取組内容、見直し効果等の説明	進捗率(金額等)
平成23年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	H24.4.1 施行の一括法改正分を中心に関係 条例等の改正を行った。3月議会上程議案 (第1次一括法関係)公営住宅法、地方公営 企業法(第2次一括法関係)社会教育法、図 書館法、博物館法、廃掃法、工場立地法関 連条例の改正等	第1次一括法関 連2議案 第2次一括法関 連3議案(うち権 限移譲1議案)
	担当課所	(3月議会上程議案担当課)建築住宅課、社 会教育課、図書館、スポーツ文化課、環境 施設課、商工労政課、水道局総務課	
平成24年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成24年12月議会で、一括法関連の全て の条例等の制定、改正を終了。	第1次一括法関連 6議案 第2次一括法関連 5議案
	担当課所	【12月議会議案担当課】(第1次)建築住宅 課、介護福祉課(第2次)都市計画課、道路 課、下水道建設課、水道局総務課	
平成25年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成26年2月議会で、第3次一括法関連の 条例の改正を行った。	第3次一括法関連 2議案
	担当課所	(2月議会上程議案担当課) 社会教育課、総務警防課	
平成26年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成27年2月議会で、第3次一括法関連の 条例の改正を行った。	第3次一括法関連 4議案
	担当課所	(2月議会上程議案担当課) 介護福祉課、地域包括支援センター	
平成27年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	平成27年12月議会で、第5次一括法関連 の条例の改正を行った。	第5次一括法関連 1議案
	担当課所	(12月議会上程議案担当課) 建築指導課	